

茨城県北ロングトレイルロゴデザイン運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の利用に関し必要な事項を定め、茨城県北ロングトレイルのPR、利用促進に資することを目的とする。

(ロゴデザインの定義)

第2条 この規程で定めるロゴデザインは、別紙に掲げるデザインとする。

(利用できる者)

第3条 ロゴデザインを使用できる者は、茨城県北ロングトレイルの趣旨に賛同し、使用許可申請に基づき茨城県政策企画部県北振興局長（以下「県北振興局長」という。）が許可した団体又は個人とする。

2 前項の規定に関わらず、県北振興局長が認める者は、ロゴデザインを使用することができる。

(使用許可の申請)

第4条 ロゴデザインの使用許可を受けようとする者は、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用許可申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、県北振興局長に対し申請するものとする。

2 県北振興局長は、前項による申請内容を審査し、ロゴデザインの使用を許可した者（以下「使用者」という。）に対して、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用条件)

第5条 使用者は、無償でロゴデザインを使用できるものとする。

2 使用期間は、使用許可の日から申請された使用期間満了日または使用許可の日から3年とする。ただし、年度途中からの使用の場合は使用許可の日の属する年度から2年後の年度末までとする。

3 使用者は、使用終了時に、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用実績報告書（様式第3号）を県北振興局長に提出するものとする。

4 使用期間を更新する場合は、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用許可更新申請書（様式第4号）を、使用期間満了日の30日前までに県北振興局長に提出するものとする。

5 県北振興局長は、前項による申請内容を審査し、使用許可を更新する場合は、使用者に対して、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用許可更新通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 県北振興局長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用許可取消通知書（様式第6号）による通知をもって、使用許可を取り消すこ

とができる。

- (1) ロゴデザインを使用者固有のブランドと誤解を与えるような使用をしたとき
- (2) 許可された用途以外でロゴデザインを使用したとき
- (3) ロゴデザインの図柄を無断で変更・改変して使用したとき
- (4) 使用物についての生産、出荷、販売等に際して信用を損なう行為により、ロゴデザインのイメージを著しく失墜させたとき
- (5) ロゴデザインを使用する権利を第三者に譲渡したとき
- (6) その他県北振興局長が不適切と認めるとき

2 前項の規定により使用許可を取り消された対象品目は、取消通知があった日以降、ロゴデザインを使用してはならない。

(届出による使用)

第7条 第3条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、茨城県北ロングトレイルロゴデザイン使用届出書（様式第7号）を県北振興局長に提出することにより、ロゴデザインを使用することができるものとする。

- (1) 茨城県北ロングトレイルの運営、利用促進に関する役務に使用するとき
- (2) 新聞もしくは広告等の制作者が、報道目的または広報目的に使用するとき
- (3) 商品を販売する者または役務を提供する者が、広告等の宣伝媒体に使用するとき。ただし、第4条第2項の許可を受けた者が宣伝する場合、その使用期間内に限り、提出は不要とする。
- (4) その他、県北振興局長が適当と認めるとき

2 茨城県及び茨城県内の市町村が、ロゴデザインの図柄を変更・改変することなく使用する場合は、前項による提出は不要とする。

(苦情の処理)

第8条 使用者は、ロゴデザインの使用に関して苦情があった時は、使用者が誠意をもってその責に任じ、必要な措置を講じなければならない。

2 使用者が、ロゴデザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合は、茨城県は一切責任を負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は県北振興局において別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和3年7月20日から施行する。

(別紙) 茨城県北ロングトレイルロゴデザイン

| カラーCMYK：スクエア | モノクロ：スクエア |
|--|---|
|  |  |
| カラーCMYK：水平A | モノクロ：水平A |
|  |  |
| モノクロ：水平T | |
|  | |
| モノクロ：水平B | |
|  | |

(注1) ロゴデザインの使用については別添の「茨城県北ロングトレイルブランドロゴ使用ガイドライン」を順守すること。

(注2) このほかの使用方法について、疑義が生じた場合は県北振興局と協議すること。



茨城県北ロングトレイル ブランドロゴ使用ガイドライン

1. フォーマット規定
2. カラー規定
3. 禁止事項

1. フォーマット規定

ロゴ使用スペースやレイアウト等に合わせて、「基本フォーマット」「基本フォーマット バリエーション」の中より選んで使用してください。

■ 基本フォーマット



カラー CMYK：スクエア

バリエーション



モノクロ：スクエア



カラー CMYK：水平 A



モノクロ：水平 A



モノクロ：水平 T



モノクロ：水平 B

3. カラー規定

指定の配色はブランドロゴの基本カラーを表します。
背景色との関係は、媒体に合わせて最適な表現を選択してください。

■ 基本



[RGB] R : 195 G : 214 B : 0 #C3D600
[CMYK] C: 30 M: 0 Y: 100 K: 0



[RGB] R : 141 G : 195 B : 62 #8DC33E
[CMYK] C: 50 M: 0 Y: 90 K: 0



[RGB] R : 108 G : 186 B : 90 #6CBA5A
[CMYK] C: 60 M: 0 Y: 80 K: 0



■ 背景濃度と表示

背景

0%



25%



70%



100%



4. 禁止事項

ロゴの変形や、他のシンボルやアイコン、グラフィックと組み合わせたの使用、ドロップシャドウ、フチをつけての使用はできません。

また、縮小して使用する際には、ロゴを判読できる状態を表示してください。

極端にロゴマークおよびロゴタイプの視認性が失われるようなデザインについては修正を依頼する場合がございます。

■ NG 使用例

